

調理師、栄養士免許申請の手続方法

<新規申請>

山梨県内に住所地(住民票記載の住所)がある方の申請を受け付けます。

<名簿訂正・書換え、再交付、名簿登録削除、返納>

山梨県知事発行の免許証のみ受け付けます。

【方法 1:窓口での申請】

●申請先

(1)山梨県内にお住まいの方

- ・お住まいの市町村を管轄する保健所に、提出書類を持参の上お越し下さい。
- ・申請先は、各手続きの「申請先」を御参照ください。

(2)山梨県外にお住まいの方

- ・山梨県福祉保健部健康増進課 調理師・栄養士免許担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
- ・来庁前に御連絡ください。電話:055-223-1493(直通)

【方法 2:郵送による申請】

- ・山梨県内、県外にお住まいの方で、窓口での申請手続きが困難な場合、郵送による申請を受け付けます。
- ・希望される方は、提出書類を、下記の郵送先まで書留郵便等でお送りください。
- ・なお、書類に不備がありますと、手続きに時間を要しますので、書類の記入漏れや、必要書類の提出漏れなどのないよう十分に注意してください。

●郵送先

- ・窓口での申請先と同じです。

●提出書類

(1)各申請に応じた「申請書」及び「添付書類」

(2)各申請に応じた手数料

- ・現金での郵送は受付できません。「手数料の納付方法」参照してください。

(3)免許証送付の返信用封筒(角2サイズ封筒) 1通

- ・ご自身の住所、氏名を記入のうえ切手530円(定形外簡易書留郵便用)貼付して下さい。

(4)身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)のコピー

- ・運転免許証の裏面に変更事項が記載されている場合は、裏面も提出してください。

- ・マイナンバーカードは、表面のみ提出してください。

(注意事項)

- ・郵送は書留郵便でお願いします。普通郵便等で送付された場合、郵送中の事故による免許証・収入証紙の紛失があっても、当方では責任を負いかねますのでご注意下さい。